⑺　Time-limit for tender : 10 : 00, 18 April 2022
⑻　Contact point for the notice : Environmental Remediation in Special Decontamination Area Contract Section, Accounting Division, Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment. AXC Bldg. 6F, 11―25 Sakae-machi, Fukushima-shi, Fukushima-ken, 960―8031 Japan.
TEL 024―573―7386
⑼　Others : As in the tender documentation.

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年２月15日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　松井　保幸
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東名高速道路（特定更新等）荏田第二高架橋床版取替工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
東名高速道路
自）神奈川県川崎市宮前区土橋
至）神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾
⑷　工事内容　本工事は、東名川崎ＩＣ～横浜青葉ＩＣ間における荏田第二高架橋（上下線）の床版取替工事、中央分離帯路肩拡幅、塗替塗装等を行う工事である。
本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする。
⑸　工事概算数量
床版取替工　約８千㎡
中央分離帯路肩拡幅　２橋
塗替塗装　約34千㎡
詳細設計　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,260日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送または当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。
⑽　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。
⑿　本工事の契約の締結は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）を記載する。
⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒁　本工事は、競争参加資格において、「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⒂　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。
２　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の橋梁補修工事の有資格者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事の有資格者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体。
⑷　施工実績　平成18年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積5,800㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事
注）橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事
注）固定支保工による架設は除く。橋種・形式は問わない。
⑸　契約締結後に配置する技術者の要件
ア）技術者の専任に関する事項
次に掲げる基準を満たす現場代理人又は主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。
・詳細設計期間：専任を要しない
・工事現場稼働（準備工事を含む）期間：専任を要する
①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。